

特殊健診：有機溶剤〔肝機能検査：対象物質〕

環境・健康

現行の有機溶剤中毒予防規則では、肝機能検査は、一部の有機溶剤（12物質）に対して必須項目として、またすべての有機溶剤に対して医師判断項目として設定されています。この肝機能検査について、現在、これまでの知見をもとに厚生労働省で見直しを行っています。下記表に現行と見直し案¹⁾を示しました。

この見直し案は、現行においても肝機能検査について医師が判断する際の参考となります。

1) 第7回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会（平成23年5月27日）

資料1 労働安全衛生法における特殊健康診断の見直しについて

有機溶剤健康診断での肝機能検査の対象物質

	現 行	見直し案・特別有機溶剤
必 須	オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサソ、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	【有機溶剤：見直し案】 N,N-ジメチルホルムアミド 【特別有機溶剤：法令改正（特化則へ）】 クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサソ、1,2-ジクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、(スチレン)
医師判断	すべての有機溶剤	【有機溶剤：見直し案】 (1,2-ジクロロエチレン)、エチレンジクロロモノエチルエーテル、エチレンジクロロモノエチルエーテルアセテート、エチレンジクロロモノノルマルブチルエーテル、エチレンジクロロモノメチルエーテル、(オルトジクロロベンゼン)、(クレゾール)、(クロロベンゼン)、酢酸ノルマルペンテン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロロエタン、N,N-ジメチルホルムアミド 【特別有機溶剤：法令改正（特化則へ）】 クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサソ、1,2-ジクロロエタン、1,1,1,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、(スチレン)

※ 有機溶剤（有機則）の一部が法令の改正により特別有機溶剤（特化則）となっています。（青字）

※ () 内物質は、令和2年7月1日の健診項目の改正では必須項目であり、スチレンが追加されています。

なお、有機則での有機溶剤（N,N-ジメチルホルムアミドを除く）の肝機能検査は医師判断項目となっています。

kes サポート

課 題	kes サポート
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)